

○国立大学法人鹿児島大学マスコットキャラクター使用取扱要項

平成26年2月10日

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)マスコットキャラクター(以下「キャラクター」という。)の取扱いについて、必要な事項を定める。

(キャラクター)

第2 キャラクターの基本原型は、別図のとおりとする。

2 キャラクターの名称は、「さつつん」とする。

3 本学の役員、教職員及び学生(附属学校の園児、児童、生徒を含む)(以下「学生・教職員等」という。)が行う各種活動の配布物及び出版物等には、キャラクターを使用するように努めるものとする。

(使用の許可)

第3 キャラクターを使用する場合は、鹿児島大学マスコットキャラクター使用願(別記様式1)を総務部総務課広報・渉外室広報係に提出し、学長の許可を得なければならない。ただし、キャラクターを学生・教職員等が行う本学における各種活動の配布物及び出版物等に使用する場合は、学長の許可を要しない。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を許可するものとする。

(1) 本学及びキャラクターの公共性、中立性又はその品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めるとき。

(2) 第4に規定する使用上の遵守事項が守られないおそれがあると認めるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき。

(4) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支持し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) その他学長が使用について不適切であると認めるとき。

3 前項の許可は、鹿児島大学マスコットキャラクター使用(変更・改変)許可書(別記様式2)により行う。

(使用上の遵守事項)

第4 キャラクターの使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された目的のみに使用すること。

(2) 使用者は、キャラクターの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 原則として、物品等には「鹿児島大学マスコットキャラクター「さつつん」」の表記を付すること。

(4) 許可後、速やかに物品等の完成品の提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難

と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(6) その他、使用の許可に当たって学長の指示する条件に従うこと。

(使用許可内容の変更)

第5 使用者が、許可された内容について変更しようとするときは、鹿児島大学マスコットキャラクター使用変更願(別記様式3)を総務部総務課広報・渉外室広報係に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 変更の許可に当たっては、第3第2項及び同第3項の規定を準用する。

(使用許可取消し等)

第6 学長は、第3第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、キャラクターの使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができるものとする。

(画像の改変)

第7 キャラクター画像の改変を行う場合は、鹿児島大学マスコットキャラクター改変使用願(別記様式4)に改変画像案を添えて総務部総務課広報・渉外室広報係に提出し、学長の許可を得るものとする。

2 前項の改変に当たっては、キャラクターのイメージを損なわず、かつ、縦横比を変えないものとする。

3 第1項の改変の許可に当たっては、第3第2項及び同第3項の規定を準用する。

4 過去に第1項から第3項により許可を得られた改変画像の使用許可は第3の手続きによる。

(使用料)

第8 キャラクターの使用料は、無料とする。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年2月10日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年7月10日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

別図



別記様式1(第3関係)

鹿児島大学マスコットキャラクター使用願

年 月 日

国立大学法人鹿児島大学長 殿

申請者  
(所属)  
(住所)  
(氏名)  
(連絡先)電話：  
e-mail：

下記のとおり鹿児島大学マスコットキャラクターを使用したいので、許可願います。なお、使用に際しては、鹿児島大学マスコットキャラクター使用取扱要項を遵守します。

記

1 使用目的

2 使用方法(レイアウト他、使用の概要が分かる参考資料を添付すること)

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 使用場所

5 販売予定価格

有償( 円) 無償

6 その他

マスコットキャラクターの使用に当たり、万一当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合においても、当方で処理し、貴学又はその関係者に賠償の請求等は一切行いません。

別記様式2(第3、第5、第7関係)

鹿児島大学マスコットキャラクター使用(変更・改変)許可書

年 月 日

殿

国立大学法人鹿児島大学長

年 月 日付けで願い出のありました標記のことについては、下記の条件を付して使用(変更・改変)を許可します。

記

(許可の条件)

- 1 次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、マスコットキャラクターの使用許可を取り消し、又は使用を停止させることがあります。
  - (1) 本学及びマスコットキャラクターの公共性、中立性又はその品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められたとき。
  - (2) 国立大学法人鹿児島大学マスコットキャラクター使用取扱要項第4に規定する使用上の遵守事項が守られないおそれがあると認められたとき。
  - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められたとき。
  - (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支持し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
  - (5) その他学長が使用について不適切であると認められたとき。
  - (6) その他(必要な場合： )
  
- 2 マスコットキャラクターの使用に当たり、万一申請者若しくは第三者に損害等が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は、申請者においてこれを処理し、本学では一切その責を負いません。

別記様式3(第5関係)

鹿児島大学マスコットキャラクター使用変更願

年 月 日

国立大学法人鹿児島大学長 殿

申請者  
(所属)  
(住所)  
(氏名)  
(連絡先)電話：  
e-mail：

年 月 日付けで承認を受けました鹿児島大学マスコットキャラクターの使用  
について、下記のとおり変更したいので許可願います。

記

変更理由		
変更内容	変更前	変更後

別記様式4(第7関係)

鹿児島大学マスコットキャラクター改変使用願

年 月 日

国立大学法人鹿児島大学長 殿

申請者

(所属)

(住所)

(氏名)

(連絡先)電話:

e-mail:

マスコットキャラクター「さつつん」の画像を別添案のとおり改変のうえ使用したいので許可願います。

なお、許可後の画像データ管理は貴学に一任し、学長が認める他の者の使用に異議を申し立てないことを誓います。

記

改変使用の目的

使用開始年月日 年 月 日使用開始

別記様式 1 (第 3 関係)

別記様式 2 (第 3、第 5、第 7 関係)

別記様式 3 (第 5 関係)

別記様式 4 (第 7 関係)